

医療を受けるなら

マイナ保険証



令和7年12月2日以降、従来の保険証は使用できなくなりました。

この機会にぜひ、便利でよりよい医療が受けられるマイナ保険証の登録をお願いします。
マイナ保険証をお持ちでない方等は、資格確認書で保険診療を受けられます。

※有効期限切れに気付かず従来の健康保険証を持参した場合は利用可能としていましたが、その対応も、令和8年7月31日で終了しました。

マイナ保険証のメリット

✓ よりよい医療が受けられます！

初めて受診する医療機関等でも、ご本人が同意された場合、過去の特健診の結果や薬剤・診療情報が医師や薬剤師と共有でき、よりよい医療が受けられます。

✓ 手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の自己負担限度額を超える分の医療費の支払いが不要です。

✓ 乗船・下船・転職の時にも便利！

保険の加入手続きが完了すれば、従来の保険証のように保険証の発行を待つことなくマイナ保険証で保険診療を受けられます。

※保険が切り替わる際の
加入手続きは都度必要です。

詳しくは
こちらから→
船員保険部
ホームページ

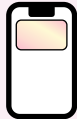


スマホでマイナ保険証が使えるようになりました※

※機器の準備が整った医療機関等でご利用いただけます。

ご利用開始には、以下の手続きが必要です。

- ①マイナンバーカードの健康保険証利用登録 ②マイナンバーカードのスマホ搭載の手続き



詳しくはこちら↓



厚生労働省ホームページ

！ マイナンバーカードの有効期限にご注意ください



電子証明書の有効期限およびカード本体の有効期限は、マイナンバーカードの券面またはマイナポータルからご確認ください。

電子証明書の更新は5年ごと、
カード本体の更新は10年ごとにお手続きをお願いします。

有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に送付されますので、お住まいの市区町村窓口等で、忘れずに更新手続きをお願いします。

マイナ保険証をお持ちでない方等は
資格確認書でこれまでどおり保険診療を受けられます。



船員保険
イメージキャラクター
かもめっせ



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階
TEL 03-6862-3060
営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつも
確認できます！

